<u>資料3-</u>2

競争評価カンファレンス資料

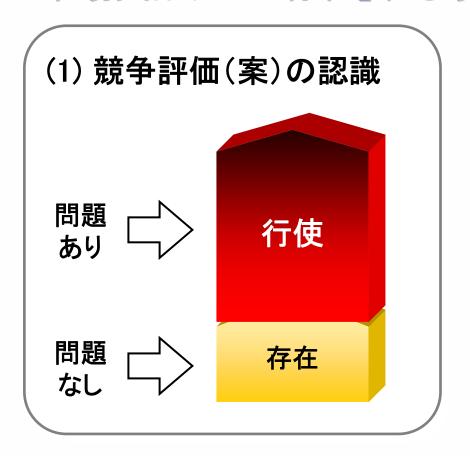


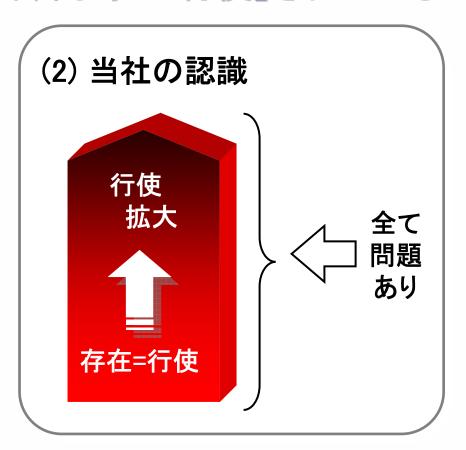
平成18年6月27日 ソフトバンクグループ



### 1. 市場支配力の存在と行使

## 市場支配力の「存在」する場合、同時に「行使」されている





市場支配力が「存在」する場合、 常に問題があるという視点で競争を評価すべき



## "116"問題

## 過去からの市場支配力により、固定化した競争優位が存在

#### "116"による市場支配力行使

禁止



- "116"によるインターネットサービス販売等 市場支配的サービス(固定電話)の問い合 わせ先を用いた、他サービスの販促及び 他事業者の営業阻害(レバレッジング)
- 容認 (1) "116"の独占的使用 の独占的利用という、競争優位

競争事業者より少ない桁数の問合せ番号

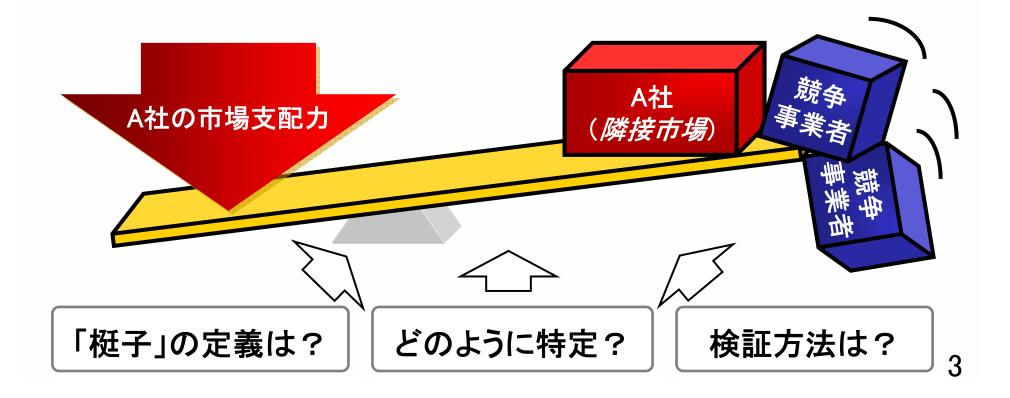
過去から常態化/固定化した競争優位は、容認されている



### 2. 「梃子」の検証が必要

## 「梃子」の特定、検証手法の明確化が必要

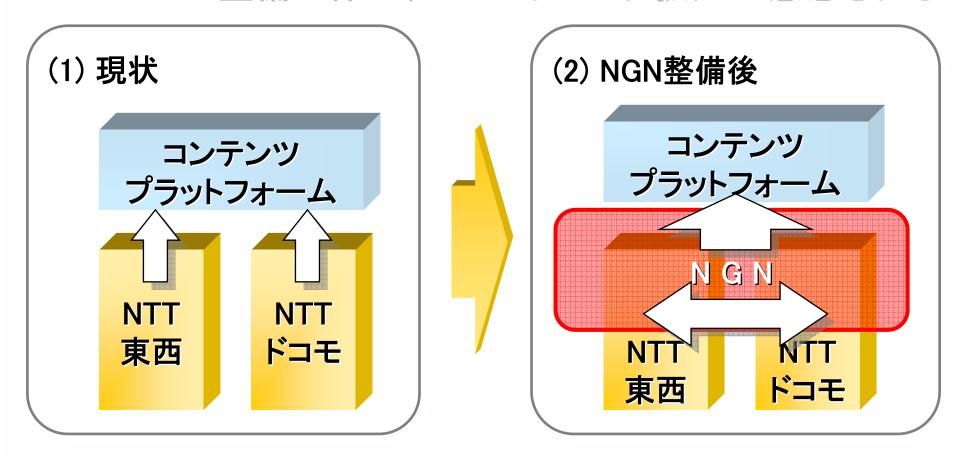
- (1) 評価案では、市場支配力を「梃子」とした隣接市場への影響を懸念し、 監視や検証の必要性を指摘
- (2) しかし、「梃子」の特定や検証手法については、言及されず





### NGN整備とレバレッジング

### NTTのNGN整備に伴い、レバレッジング拡大が懸念される



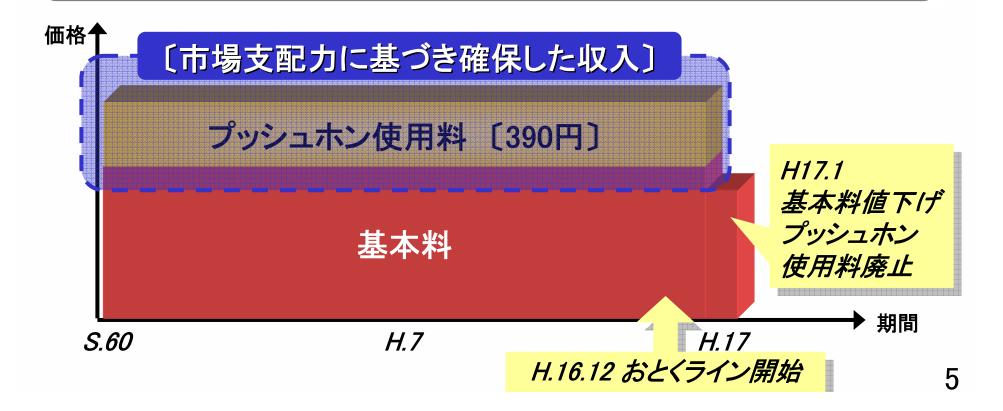
レバレッジングの拡大に対応し、 「梃子」の特定、明確化を進めることが必要



### 3. 価格支配力の考え方(1)

## 価格維持のケースでも、価格支配力は行使されている

- (1) 評価案では、値上げが生じていない場合、価格支配カ=市場支配力が 行使されていないものと判断
- (2) しかし、NTTは市場支配的領域で価格維持することで、独占利潤を確保



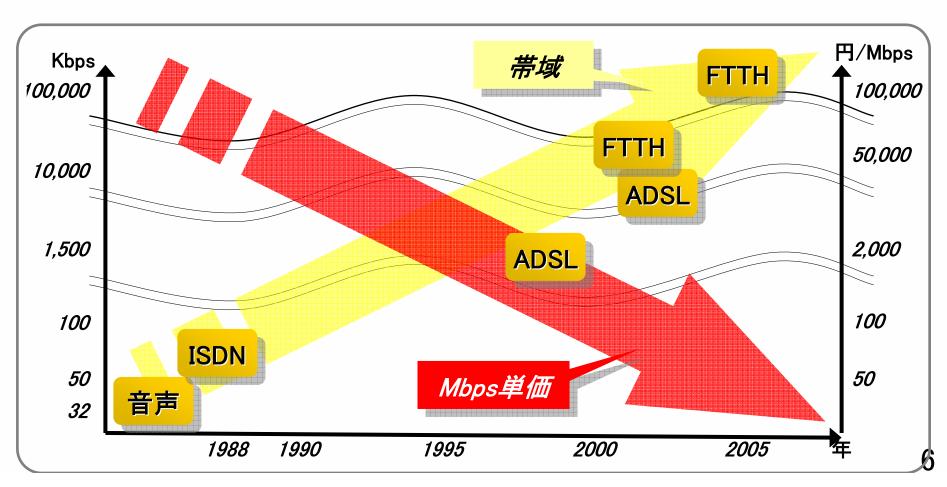


### 3. 価格支配力の考え方(2)

## 技術の進展により、(実質的な)価格は自然に低減



# 価格下落なし = 市場支配力行使の可能性





4. 協調による市場支配力行使 ~ 「プラチナライン」

## 「プラチナライン」により、NTTグループとして顧客を囲い込み

- (1) NTTグループ内で接続料支払いを相殺できるため実現可能な通話料水準
  - = 競争事業者は対抗不可
- (2) マイライン登録の確保 = 加入電話契約維持/直収電話流出阻止
  - = NTT東西の市場支配力維持

